

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



## 専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

### 1 賠償金額

76,572円

### 2 賠償の相手方

小田原市荻窪300番地

小田原市長 加藤 憲一

平成30年7月19日

秦野市長 高橋 昌和



### 事故の概要

#### (1) 発生日時

平成30年4月29日午後1時35分頃

#### (2) 発生場所

伊勢原市下糟屋143番地 東海大学医学部附属病院

#### (3) 事故の状況

消防署警備第二課南分署職員が、救急搬送を終えて上記場所の救急自動車駐車場に駐車していた公用車（救急自動車）において、救急活動記録票に記載すべき内容を確認していた際に、助手席側のドアを開けたままにしていたため、強風にあおられたドアが隣に駐車していた小田原市消防本部の公用車（救急自動車）の側面に接触し、その一部を損傷させた。

#### (4) 本市の責任原因

周囲の安全確認不履行

#### (5) 本市の過失割合

100パーセント